

入札公告

令和6年度 山川浄水場取水井築造工事について、入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、つぎのとおり公告する。

令和6年5月7日

吉野川市水道事業 吉野川市長 原 井 敬

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和6年度 山川浄水場取水井築造工事
- (2) 工 事 箇 所 吉野川市山川町川田
- (3) 工 事 概 要 取水井築造工φ750 掘削深度16.5m 2基
- (4) 施 工 期 間 契約日から令和7年3月14日まで
- (5) 設 計 金 額 75,100,000円（税抜き）
- (6) そ の 他
 - ① この工事は、単体企業での施工とする。
 - ② この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 - ③ この入札は、入札後審査方式一般競争入札（価格競争）で執行するため、入札参加者が1者のみとなった場合でも、これにより公正な入札が執行できないなどの事情が認められない限り、有効なものとして取扱うこととする。
 - ④ この入札は、低入札価格調査制度を適用する。

2. 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する単体企業であることとする。

- (1) 吉野川市競争入札参加資格業者であること。
- (2) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書のさく井工事において、総合評定値が800点以上であること。
- (3) 次に掲げる要件を全て満たす工事を受注し、本工事の公告日までに竣工していること。
 - ①国・県・市町村・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又はこれらに準ずるものとして建設業法施行規則第18条に定める法人が発注したさく井工事。
 - ②2014年度以降に単独で受注し、請負金額が7,000万円以上であるもの。
- (4) 次の要件を満たす技術者を専任でこの工事に配置できること。
 - ①開札日時時点で申請者と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
 - ②建設業法の規定に基づき、本工事に必要な資格等を保持する者。
- (5) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。
 徳島県徳島市川内町平石住吉189-2
 光設計（株）

3. 入札日程

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項及び設計図書等の閲覧	令和6年5月7日 12時00分～ 令和6年5月30日 14時00分	市ホームページ
設計図書等に関する質問書の提出	令和6年5月8日 8時30分～ 令和6年5月16日 17時00分	市監理課 (メール)
質問事項回答閲覧開始日	令和6年5月20日 10時00分	市ホームページ
入札参加資格確認票等の提出 (参加資格等)	令和6年5月8日 8時30分～ 令和6年5月24日 17時00分	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出 (電子入札)	令和6年5月25日 8時30分～ 令和6年5月30日 14時00分	電子入札システム
開 札	令和6年5月31日	入札室

4. 入札参加資格確認票等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより申請の手続きを行う際、下記のとおり「入札参加資格確認票」を提出（添付）しなければならない。

(1) 入札参加資格確認票（様式1、様式1-1）

各様式を作成し、電子入札システムで期限までにExcel形式またはPDFファイルで提出すること。（シートが複数あることに注意）

なお、提出後落札決定までの間において、様式に記載された事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

また開札時に落札候補者となった者は、必要に応じて速やかに追加書類を提出すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

(3) 質疑応答

この工事に対する質疑がある場合は、質問票により作成し、期限までに吉野川市役所監理課までメールで提出すること。

提出先 監理課メールアドレス (kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp)

なお、質問に対する回答は、吉野川市ホームページの回答書を当該案件の閲覧ページに掲載する。

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

(2) 契約保証金（500万円以上の場合）

契約に際しては、請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10

以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、金融機関の保証、又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

6. 契約書作成の要否

要

7. 議会の議決

要しない

8. 現場説明の有無

無

9. 低入札価格調査制度に係る事項

(1) 基準価格の設定

本入札は、調査基準価格及び失格基準価格を設定し、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査のため開札を保留し、電子入札システム等により通知する。

また、入札価格が失格基準価格を下回った場合は、調査を行うことなく失格とする。
なお、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は、落札決定後に公表する。

(2) 調査の実施

1) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、本工事の契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため、事情聴取を行う等の方法により調査を実施する。落札候補者は当該調査に協力しなければならない。

2) 審査の結果、当該建設工事の契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、落札候補者を落札者とするが、適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は落札候補者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち次に入札価格の低い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が低入札者であった場合には、同様の手続きによる審査を行う。

また、入札額の同じ者が2以上ある場合は、それらの者でくじにより決定された者について、同様の手続きによる審査を行う。

(3) 調査の辞退

入札に参加しようとする者は、3.に記載する入札書提出期限までに調査辞退届を提出することで、開札の結果、自らの入札価格が調査基準価格を下回っていた場合に調査を辞退することができる。ただし、この場合は失格として扱う。

なお、当該調査辞退届の提出がなく、落札候補者が調査を辞退した場合は、吉野川市建設業指名停止措置要綱に基づく入札参加資格等の停止措置を行うことがある。

(4) 調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定

1) 契約の保証

吉野川市公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

2) 技術者の配置

約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、本工事現場に専任で配置しなければならない。また、増員する技術者は現場代理人と兼務できない。

3) 前払金

約款 35 条に定める前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

4) 契約が解除された場合等の違約金

約款第 51 条に定める違約金の額は、請負代金額の 10 分の 3 に相当する額とする。

5) 下請代金の支払い状況等

請負者は、下請業者がある場合は、下請代金の支払い状況等について吉野川市へ報告し、吉野川市が当該内容について事情聴取を行う場合は、協力しなければならない。

(5) その他

吉野川市低入札価格調査制度実施要領による。

10. その他

- (1) 吉野川市建設工事入札心得及び吉野川市電子入札システム運用基準に基づき執行する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 10 に相当する金額で入札すること。
- (3) 本公告は、場合により取り消しをすることがある。
- (4) 紙入札方式への移行を希望する場合は、上記入札書提出締切日時までに紙入札方式参加申請書を持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出し、その承認を得て、紙入札方式への変更が可能。
- (5) 入札執行回数は、1 回とし、予定価格と失格基準価格の範囲内の価格で有効な入札がない時は、入札を終了する。
- (6) 内訳書の添付のない入札及び内訳書記載内容に不備のある入札は無効とする。
- (7) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 提出された申請書等は、返却しない。
- (10) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、吉野川市建設業指名停止措置要綱に基づく入札参加資格等の停止措置を行うことがある。
- (12) 技術者の配置については、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

10. 入札手続きに関する問い合わせ先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
吉野川市役所 建設部監理課 担当：竹内・仲
電話：0883-22-2252 FAX：0883-22-2239
メールアドレス：kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp

◎技術者制度早見表

別表1

1	建設業の種類	元請工事における 下請金額合計	その他 建築一式	4,500万円未満 7,000万円未満	4,500万円以上 7,000万円以上	一般建設業許可業者は 4,500万円(建築一式工事 7,000万円)以上の元請工事 に対する下請を発注できな い。
		建設業許可	種類	一般建設業許可	特定建設業許可	
2	工事現場に 置くべき技術者	元請工事における 下請金額合計	その他 建築一式	4,500万円未満 7,000万円未満	4,500万円以上 7,000万円以上	特定建設業者は監理技術 者許可所持者が必要。 特例監理技術者は監理技 術者補佐を配置すること で工事現場2つまで兼務でき る。
		技術者	種類	主任技術者	監理技術者又は 特例監理技術者	
3	技術者の 現場専任(*1)	請負金額	その他 建築一式	4,000万円未満 8,000万円未満	4,000万円以上 8,000万円以上	現場専任の必要があれば他 工事との技術者の兼務はで きない。
		専任の必要性	有無	現場専任必要なし (主任技術者)	現場専任必要 (専任の技術者)	
4	技術者の資格要件	監理技術者	1級国家資格者・国土交通大臣特別認定者			法第26条第2項(資格者証の 現場携帯必要)
		監理技術者補佐 (*6)	1級技士補であつて、主任技術者要件を満たす者 もしくは、監理技術者要件を満たす者			法第26条第3項
		主任技術者	1・2級国家資格者・指定学科卒業+実務経験 ・実務経験10年以上			法第26条第1項
5	技術者の 他工事の兼務	監理技術者	他工事との兼務できない。ただし、特例監理技術者を設置した場合を除く。			
		専任の技術者	他工事との兼務できない。			
		主任技術者	他工事との兼務できる。			
		営業所の専任技術者等	市内に営業所がある業者は市内の他工事の主任技術者との兼務できる。			
		監理技術者補佐	他工事との兼務できない。			

◎現場代理人制度早見表

別表2

1	現場代理人の専任 (*1)の有無	工事種類	市工事のみの場合	県工事と兼務の場合	下記*4に定める工事 についても専任の対 象外とする。
		専任の必要性	市工事(当初設計金額4,000 万円未満)を合計3つまで兼 務可能(*5)	県工事(当初請負金額4,000 万円未満)及び市工事(当初 設計金額4,000万円未満)で 合計3つまで兼務可能(*5)	
2	現場代理人の常駐 (*2)の期間	*3・4の場合を除き契約日から竣工承認日までとする。			
3	現場代理人の 資格要件	特になし。ただし、経營業務の管理責任者以外の者で、直接的・恒常的雇用関係があること。			
4	現場代理人の兼務 (*4)	監理技術者	本工事の監理技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		専任の技術者	本工事の専任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		主任技術者	現場代理人の兼務が認められた工事の主任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		営業所の専任技術者等	市工事(当初設計金額4,000万円未満)を合計2つまで兼務可能(*5)		

*1 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることをいう。

*2 「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中特別な理由がある場合を除き工事現場に常駐し、職務に従事していることをいう。

*3 次の各号のいずれかに該当し、特記仕様書で明記がある場合に限り、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和する。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

ただし、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者を現場代理人として配置することはできない。

*4 現場代理人において、工事現場が一体的で同一場所の場合、又は、災害復旧工事を特定の地域で多数発注する場合において、兼務することを認める。

*5 合併以前の旧町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事に限る。

*6 監理技術者補佐については、当該工事現場ごとに専任を配置すること。